

郡山市簡易水道事業の概要について

2018.11.6
郡山市生活環境課

◆ 目 次

1	水道の基本理念	3～ 4
2	水道の種類と郡山市の状況	5～ 6
3	簡易水道事業の概況	7
4	各地区簡易水道の沿革	8～11
5	簡易水道事業の経営状況	12～13
6	簡易水道料金について	14～18
7	簡易水道事業を取り巻く状況	19～20
8	事業の現況を踏まえた対応と審議会	21～23

1 水道の基本理念

◆水道事業 …「水道法※」に定められている

※昭和32（1957）年6月15日法律第177号

「目的」（第1条）

- ①「清浄にして豊富低廉な水の供給」
- ②「公衆衛生の向上」
- ③「生活環境の改善に寄与」

⇒ 水道は非常に公共性の高い施設

「国民の日常生活に直結し、その健康を守るために
欠くことのできないもの」



水道事業は、原則として市町村が経営（第6条）

3

1 水道の基本理念

「責務」（第2条）

- ・水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持
- ・水の適正かつ合理的な使用



国・地方
公共団体

「必要な施策を講じなければならない」
⇒ 水道の運営主体として責任を持つ



国民

「国等の施策に協力し、自らも努める」
⇒ 使用者として責任を持つ

4

2 水道の種類と郡山市の状況

根拠法	種類	定義	郡山市の状況	所管
水道法	上水道事業	不特定多数の人に供給 給水人口5,001人以上	市上水道 (給水人口 約32万人)	郡山市上下水道局
	簡易水道事業	不特定多数の人に供給 給水人口101人～5,000人	湖南（東部・西部）、 中田、熱海中山の4事業 (給水人口 計3,926人)	郡山市 生活環境部 生活環境課
	専用水道	寄宿舍、社宅、療養所等 における自家用の水道 (給水人口101人以上)	7施設	各事業者等
工業用水 道事業法	工業用水道	工業の用に供する水を供給 する事業	西部第二工業団地内に 供給（事業所数 13社）	郡山市上下水道局

◆人口約33万人のうち、32万人は上水道を使用

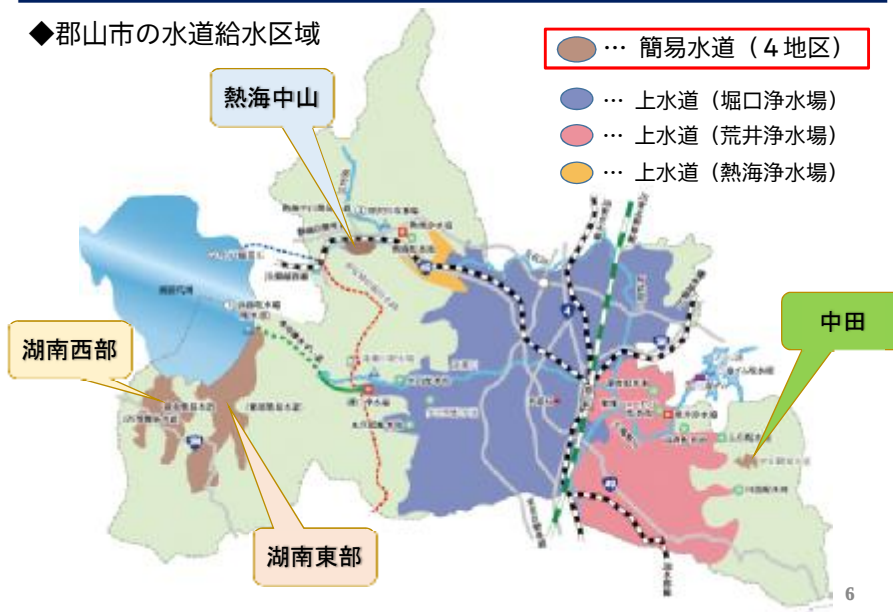
◆簡易水道

- ・水道法に定める水道の一種（給水人口が小規模のもの）
- ・簡易水道≠施設が簡易 … 法令に基づき良好な水質の水を供給
- ・郡山市では生活環境部生活環境課が管理運営

5

2 水道の種類と郡山市の状況

◆郡山市の水道給水区域



6

3 簡易水道事業の概況

◆郡山市簡易水道条例により4簡易水道（3特別会計）を設置

簡易水道条例：給水区域、給水装置の工事、料金等について定めている

特別会計：市の一般会計（福祉や教育等、市税等を財源とした一般的な行政運営）とは別に独立の収入・支出を持って経理する

事業名	湖南東部	湖南西部	中田	熱海中山	簡易水道 合計	郡山市上水道 (水道事業会計)
特別会計	湖 南					
認可年月日※	1989(H1).3.24	1996(H8).2.16	1961(S36).7.9	1992(H4).3.30		1909(M42).10.2
給水区域 (条例に規定)	湖南町浜路、横沢、館、舟津、中野、三代	湖南町福良、赤津、馬入新田	中田町柳橋、中津川	熱海町中山、安子島		本市の行政区域内(三穂田町、逢瀬町、片平町、熱海町、田村町及び中田町の各一部並びに湖南町を除く。)
水源種別	深井戸	浅井戸	湧水	深井戸		猪苗代湖・三春ダム等
給水人口	2,027人	1,382人	346人	171人	3,926人	319,682人
給水戸数	794戸	538戸	127戸	69戸	1,528戸	135,871戸
年間総給水量	276,452m ³	160,243m ³	59,806m ³	12,814m ³	509,315m ³	38,432,970m ³

※湖南東部・湖南西部については統合後、上水道は当初の認可

[2018(H30)3.31現在]

7

4 各地区簡易水道の沿革

◆湖南東部簡易水道

- ・1945（昭和20）年～1952（昭和27）年
浜路、横沢、館、舟津、中野、安佐野、三代、中ノ入の8地区に簡易水道施設が設置される
- ・1989（平成元）年度～1993（平成5）年度
施設の老朽化、水源の枯渇に伴い、統合整備事業を実施
施設整備と経営の統合を行う（総事業費：1,784,714千円）

区分	内容（2018.3.31現在）
給水区域	浜路、横沢、館、舟津、中野、三代
給水人口	2,027人
給水戸数	794戸
水源	第1、第2水源（深井戸）
給水方法	自然流下
計画一日最大給水量	1,517m ³
一日最大給水量	1,151m ³
一日平均給水量	746m ³
配水管総延長	32,103.18m



第1水源



第2水源



配水池

8

4 各地区簡易水道の沿革

◆湖南西部簡易水道

- ・1954（昭和29）年～1962（昭和37）年
福良、余郷新田、赤津の3地区に簡易水道施設が設置される
- ・1996（平成8）年度～1998（平成10）年度
施設の老朽化、水源の枯渇に伴い、統合整備事業を実施
施設整備と経営の統合を行う（総事業費：2,594,411千円）

区分	内容（2018.3.31現在）
給水区域	赤津、福良、馬入新田
給水人口	1,382人
給水戸数	538戸
水源	第1、第2水源（浅井戸）
給水方法	自然流下（一部加圧）
計画一日最大給水量	1,330m ³
一日最大給水量	845m ³
一日平均給水量	397m ³
配水管総延長	30,536.94m



第1水源・第2水源



配水池

9

4 各地区簡易水道の沿革

◆中田簡易水道

- ・1961（昭和36）年7月
旧中田村の柳橋、中津川を給水地区として事業認可
- ・1961（昭和36）年8月～12月 工事施行（総事業費：3,130千円）
- ・1962（昭和37）年8月 給水開始
※設置以来大きな更新整備等がなく、施設が一番古い

区分	内容（2018.3.31現在）
給水区域	柳橋、中津川
給水人口	346人
給水戸数	127戸
水源	第1～第3水源（湧水）
給水方法	自然流下
計画一日最大給水量	200m ³
一日最大給水量	200m ³
一日平均給水量	161m ³
配水管総延長	5,297m



第1水源



第2水源



第3水源



配水池

10

4 各地区簡易水道の沿革

◆熱海中山簡易水道

- ・1992（平成4）年度～1993（平成5）年度
新設整備（総事業費：233,800千円）
- ・森林資源減少・社会環境の変化等により地区の井戸水の一部が枯渇、
住民の要望を受け、安定した水確保のため簡易水道を整備
※歴史が一番新しく、給水規模が小さい

区分	内容（2018.3.31現在）
給水区域	中山、安子島の一部
給水人口	171人
給水戸数	69戸
水源	第1、第2水源（深井戸）
給水方法	ポンプ加圧式
計画一日最大給水量	114m ³
一日最大給水量	73m ³
一日平均給水量	33m ³
配水管総延長	1,321.18m



第1水源



第2水源



配水池

11

5 簡易水道事業の経営状況

(1) 2017（平成29）年度決算状況

（単位：千円）

	歳入					歳出		
	①料金収入	②繰入金 (基準内)	③繰入金 (基準外)	④その他	⑤合計 ①+②+③+④	⑥水道事業費	⑦償還金	⑧合計 ⑥+⑦
湖南	35,633 (19.2%)	68,768 (37.0%)	80,007 (43.1%)	1,362 (0.7%)	185,770	48,944 (26.3%)	136,826 (73.7%)	185,770
中田	2,138 (45.5%)	0 (0.0%)	2,501 (53.3%)	55 (1.2%)	4,694	4,694 (100.0%)	0 (0.0%)	4,694
熱海中山	1,315 (7.5%)	3,912 (22.2%)	12,357 (70.3%)	0 (0.0%)	17,584	10,196 (58.0%)	7,388 (42.0%)	17,584
計	39,086 (18.8%)	72,680 (34.9%)	94,865 (45.6%)	1,417 (0.7%)	208,048	63,834 (30.7%)	144,214 (69.3%)	208,048

- ◆料金収入のみでは赤字（維持管理費用も調達できない）
- ◆施設整備した際の借入金の償還が非常に大きい
⇒国の基準：償還金の1/2～2/3については一般会計から繰入れ可能…
- ◆基準外の繰入金（赤字補てん）が無いと経営できない

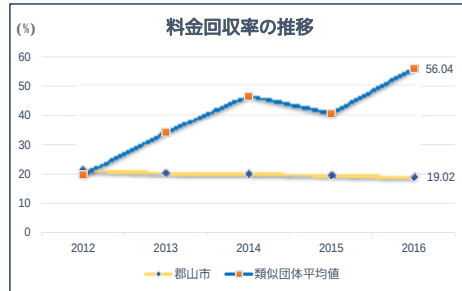
→ 簡易水道を利用しない市民にも負担を求めている

12

5 簡易水道事業の経営状況

(2) 料金回収率 (2016 経営比較分析表※から)

※総務省作成 決算統計等に基づく
各種指標の類似団体との比較資料



◆100%を大きく下回る

→ 給水費用を給水収益以外の収入で賄う。回収率が低く、繰出基準外の繰出金により収入不足を補てんする事業体は適切な料金収入の確保が必要

郡山市 19.02%

類似団体平均 56.04%

【参考】郡山市上水道 118.08%

(3) 資産老朽化率※ (2016 会計別財務諸表から)

※資産台帳に現在登録している
有形固定資産の減価償却率

◆湖南：54.1%、中田：79.8%、熱海中山：57.5%

【参考】同規模簡易水道事業（法適用）平均 43.96%

→ 老朽化が進行、今後大きな施設更新も

13

6 簡易水道料金について

水道料金の原則

- ◆能率的な経営の下における適正な原価に照らし
公正妥当なものであること (水道法第14条第2項第1号)
- ◆定率又は定額をもって明確に定められていること (同第2号)
- ◆おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう
設定されたものであること (水道法施行規則第12条第1号)
- ◆水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性
及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものである
こと (同第3号)

14

6 簡易水道料金について

現行料金体系（1 か月あたり）

- ◆上水道及び県内の簡易水道事業と比較して非常に低額
- ◆従来の料金水準を長期間維持（消費税の対応を除く）

事業名	湖南／熱海中山簡水	中田簡水	郡山市上水道
現行料金開始	1999(H11).10.1～	1994(H6).6.1～	2017(H29).4.1～
準備料金	口径 13mm 530円 20mm 1,435円 25mm 2,350円 40mm 7,200円 50mm 10,650円 75mm 26,600円	450円 (口径による区分なし)	口径 13mm 1,060円 20mm 2,870円 25mm 4,700円 40mm 14,400円 50mm 21,300円 75mm 53,200円 ※100,125,150,200 mm 省略
水量料金	1㎡から20㎡まで 1㎡につき 50円 20㎡を超えるもの 1㎡につき 105円	1㎡から10㎡まで 1㎡につき 30円 11㎡から30㎡まで 1㎡につき 45円 30㎡を超えるもの 1㎡につき 60円	1㎡から20㎡まで 1㎡につき 93円 20㎡を超えるもの 1㎡につき 206円
20㎡ 使用時料金 (13mm・税込)	1,652円	1,296円	3,154円

【参考】県内簡易水道料金（20㎡）平均：3,390円（出典：「平成28年度福島県の水道」）

15

6 簡易水道料金について

簡易水道料金改定の経緯（1965年以降）

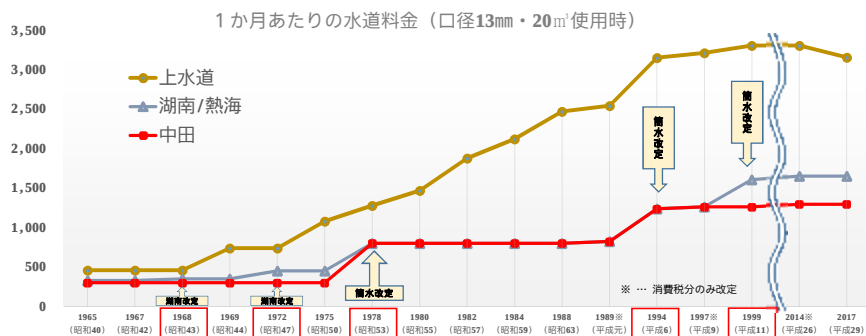
実施年月日	1965(S40).7.1	1968(S43).4.1	1972(S47).4.1	1978(S53).6.1	1994(H6).6.1	1999(H11).10.1
中田簡易水道	一般用 基本料金 10㎡まで 150円			○準備料金 300円	○準備料金 450円	
	超過料金 1㎡につき 15円					
	団体用 基本料金 40㎡まで 300円			○水量料金 1㎡から10㎡まで 1㎡につき20円	○水量料金 1㎡から10㎡まで 1㎡につき30円	
	超過料金 1㎡につき 15円					
湖南簡易水道	営業用 基本料金 30㎡まで 300円			11㎡から30㎡まで 1㎡につき30円	11㎡から30㎡まで 1㎡につき45円	○準備料金 口径13mm 530円 口径20mm 1,435円 口径25mm 2,350円 口径40mm 7,200円 口径50mm 10,650円 口径75mm 26,600円
	超過料金 1㎡につき 15円			30㎡を超えるもの 1㎡につき40円	30㎡を超えるもの 1㎡につき60円	
	一般用 基本料金 10㎡まで 130円	10㎡まで 200円	10㎡まで 250円			○水量料金 1㎡から20㎡まで 1㎡につき50円
	超過料金 1㎡につき 20円	1㎡につき 15円	1㎡につき 20円			21㎡を超えるもの 1㎡につき105円
熱海中山簡易水道	営業用 基本料金 10㎡まで 150円	10㎡まで 230円	10㎡まで 250円			
	超過料金 1㎡につき 25円	1㎡につき 20円	1㎡につき 25円			
熱海中山簡易水道						
料金審議会での結果					全簡易水道について、50%の値上げ率とする。	湖南簡易水道及び熱海中山簡易水道については、準備料金及び水量料金をそれぞれ上水道の1/2とする。中田簡易水道は黒字運営のため据置きとする。

※ 湖南簡易水道については、統合（東部：1989（H元）年、西部：1996（H8）年）以前のものを含む

16

6 簡易水道料金について

参考：郡山市上水道の料金改定推移との比較（1965年以降）



◆上水道の料金改定経緯

- ・1965（昭和40）年以降、消費税除き11回の料金改定（創設以来：17回）
- ・1994（平成6）年～2017（平成29）年
改定なし ◎経営審議会による審議の結果、据置きで経営維持可能（黒字）と判断
- ・2017（平成29）年4月
値下げ改定（平均3%引き下げ）

17

6 簡易水道料金について

料金が長期間改定されなかった背景

◆簡易水道事業の性質

福祉的側面…事業の採算よりも公衆衛生の向上・水道の普及を優先し低廉な料金で供給

※山間や農村部、集落散在で事業の効率が悪く、本来は高額に

◆近年の社会・経済状況

- ・バブル崩壊、金融危機、デフレによる長期停滞
- ・リーマンショック
- ・東日本大震災・福島第一原発事故への対応



本来は、社会情勢の変化を踏まえた財政・収支の見通しに基づき、適正な料金の在り方について検討すべきであった

18

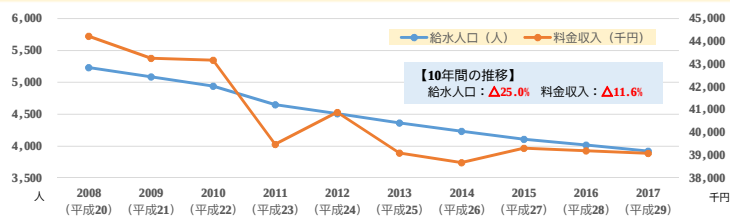
7 簡易水道事業を取り巻く状況

全国的な背景

- ◆人口減少に伴う水需要の減 → 料金等収入の減
 - ・40年後には、全国の人口は約3割減少
- ◆施設の老朽化と更新等の問題
 - ・管路更新の遅れ、施設の耐震性の不足
- ◆職員数の減少
 - ・組織人員削減、団塊世代の退職により、職員数は約30年前の約3割減

※出典「厚生労働省医業・生活衛生局水道課資料」

◆郡山市の簡易水道事業においても例外ではない（むしろ深刻）



→ 経営基盤の強化と財政マネジメントの向上は急務

19

7 簡易水道事業を取り巻く状況

国（総務省）が市町村に求めるアクション

(1) 地方公営企業法の適用

- ◆公営企業 … 独立採算、経済性の原則 ⇒ 企業会計による経理
 - ・複式簿記：貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等
 - ・経営・資産等を正確に把握
- 【現状】市の一般会計、簡易水道を含む特別会計：単式簿記
市上水道、下水道、農業集落排水、工業用水道 ⇒ 企業会計（法適用）
- ◆簡易水道事業（重点事業）：人口3万人以上の都市
→ 平成32（2020）年度からの地方公営企業法適用を要請
- 【郡山市簡易水道】 **2020年4月からの一部（財務）適用に向け
2017年度から固定資産台帳整備等を実施**

(2) 「経営戦略」の策定

- ◆10年間の財政見通しに基づく公営企業経営の長期計画
全ての事業において、平成32（2020）年度までの策定を要請
- 【郡山市簡易水道】 **2020（平成32）年度中に策定予定**

20

8 事業の現況を踏まえた対応と審議会

事業の将来像

- ◆地方公営企業法適用による資産・経営状態の明確化
- ◆経営戦略の策定による中長期的視点に立った財政・投資計画



**厳しい状況においても
将来にわたり持続可能な簡易水道事業の経営**

【将来的に】

- ◆水道事業の上下水道局への一元化へ
お客様サービス、事務・経理、料金徴収、施設維持管理・更新のさらなる効率化

21

8 事業の現況を踏まえた対応と審議会

郡山市の簡易水道事業の経営状況（まとめ）

- ◆少ない料金収入（市上水道、他市簡易水道と比べても低水準）
- ◆施設の老朽化進行…将来の更新費用は？
- ◆一般会計からの赤字補てん（簡易水道を使用しない市民も負担）

総務省「地方公営企業経営アドバイザー」の意見

- ◆2017（平成29）年8月実施時の意見

遠藤 誠作 氏（北海道大学公共政策学研究センター研究員 元三春町企業局長）

「経営健全化、今後の施設更新費用捻出、将来的な上下水道局への移行を考え、簡易水道料金の引き上げ（市内水道料金の統一）を図るべき」

22

8 事業の現況を踏まえた対応と審議会



簡易水道料金の在り方についての検討を行う

料金検討の方法

- ◆「郡山市簡易水道料金審議会」へ現状に即した料金のあり方を諮問
→前回料金改定時（**1999年1月13日**）以来、開催実績がなく、
新たに委嘱することとなった

【概 要】

- 根拠法令：郡山市簡易水道料金審議会条例
- 定 員：13名以内
学識経験者、簡易水道使用者、市内在住者
- 任 期：1 年（**2018年度** 3 回開催、**2019年度** 3 回開催後答申予定）